

高齢者世帯等に対する粗大ごみの運び出し収集

大田区では、家の中から粗大ごみを運び出す「運び出し収集」を実施しています。

ただし、対象者や条件は限定されています。あらかじめご確認の上、この制度についてのご理解及びご了承を願います。

対象の方

「65歳以上」「障害者」のみで構成されている世帯で、身近に親族や手伝ってくれる人が住んでおらず、かつ、自ら粗大ごみを運び出すことができない方

※訪問調査（下見）の際、対象者であることを証明する書類（介護保険証書、障害者手帳など）をご提示いただく場合があります。

運び出しの流れ

- ①管轄の清掃事務所へお電話にてご相談ください。
- ②区の担当者が訪問調査（下見）を行い、運び出しができるか否かを判断します。
- ③運び出し可能と判断された場合、その場で粗大ごみ収集の申込みと運び出し依頼書への記入をしていただきます。
- ④運び出しの日程は、区の担当者との協議をお願いします。収集日は、本人又は代理人の方の立合いが必要です。
- ⑤運び出し料金は無料ですが、品目に合わせた粗大ごみ処理券が必要です。訪問調査（下見）の際に担当者からご案内いたしますので収集日までにコンビニエンスストア等でご購入ください。
- ⑥当日、大田区が委託している粗大ごみ収集業者が家の中から粗大ごみを運び出し、収集します。

※作業終了後の損害等の申し立てには、確認が困難なため応じることはできません。



注意事項（必ずお読みください！）

【1回の申込で運び出し可能な量】

原則、1～2点です。通常の粗大ごみの収集作業と同様、車を路上に停車し、短時間で作業を行うため、収集業者が一度に運べる量までを上限としています。

※運び出し収集は申込みが多いため連続して申し込んだ場合でも、次の収集が1か月程度先になる場合があります。

【運び出し収集をお受けできないとき】

運び出し収集は、大田区が委託している粗大ごみ収集業者が行います。道路に面した場所から短時間でごみを収集することが原則であり、引っ越し業者のように物を傷つけずに運び出すことが専門ではありません。そのため、次のような場合は、お受けすることができません。

- 本人又は代理人が、運び出しの際に立ち会えない場合
- 道路に面した場所（収集車のところ）まで十分な動線が確保できない場合
（例1）運び出す際、天井、壁、床、ほかの家屋に接触する可能性がある場合
（例2）その他運び出すに当たり養生が必要な場合
- 作業員2人で運べないもの
（例）長尺物や重量物（大人2人で腰の高さまで持ち上げられないもの）
- 取り外し工事や解体作業が必要な場合
- その他作業の中で危険を伴う場合



※引っ越しに伴う粗大ごみについては、まずは荷物を運んでくれる方（知人や引っ越し業者）に戸外までの運び出しをご相談ください（ごみ量や運び出し日の関係で、引っ越しに伴う粗大ごみはお受けできない場合があります。）

詳しくは、管轄の清掃事務所にお問合せください。

- | | |
|----------------|-----------|
| ・大森清掃事務所 | 3774-3811 |
| ・蒲田清掃事務所（調布地区） | 6459-8201 |
| ・蒲田清掃事務所（蒲田地区） | 6451-9535 |